

国民健康保険証が新しくなります

国民健康保険被保険者証（保険証）が、4月1日から新しい保険証に替わります。

新しい保険証は、3月下旬にあなたの地区の総務員さんを通じて配布しますので、4月1日以降は、新しい保険証をご利用ください。

なお、受け取りの際には、住所・氏名・生年月日などに誤りがないか確認してください。誤りがあった場合は、至急、住民課国保係（☎内線246）にご連絡ください。

また、古い保険証は4月1日以降に、各区の総務員さんに回収していただく予定です。

	こんなとき	持参するもの
国保に入るとき	他市区町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印かん、健保の離脱証明書
	生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
	他市区町村へ転出したとき	印かん、保険証
	他の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
その他のとき	生活保護をうけるときの	印かん、保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
	退職者医療制度に該当したとき	印かん、保険証、年金証書
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、保険証
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
	保険証をなくしたとき、汚れて使用できないとき	印かん、使用できない保険証、身分を証明する物
修学のため子どもが他市区町村に下宿するとき	印かん、保険証、在学証	
長期旅行などで別個の保険証がほしいとき	印かん、保険証	

窓口でも受け取れます

事情があつて、直接保険証を受け取りたい方は、住民課の窓口で受け取ることもできます。*申し込みは3月15日までです。

学生さんには「学」保険証

新入学で他の市町村へ転出する場合、新たに「学」保険証が交付されます。転出の際に、国民健康保険証と印鑑、4月1日以降に発行された在学証明書を持参のうえ手続きをしてください。



*こんなときには14日以内に届け出が必要となりますので、忘れずに。

軽自動車税の減免手続きは4月23日まで

身体に障害のある方で、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方は、申請することにより軽自動車税が減免されますので、4月23日までに手続きを済ませてください。

また、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者の通院医療費の公費負担（保健所扱い）を受けている方はご相談ください。

（表参考）

★手続きに必要な書類
身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳のいずれかと、運転免許証、印鑑、平成6年度軽自動車税納税通知書
※軽自動車の所有者または、運転者が家族の場合は、使用目的を証する書類（通院・通学証明書）もしくは、民生委員などの証明が必要です。

くわしいことは、役場税務課（☎内線225）へお問い合わせください。



軽自動車に乗っている方は、税金の納め忘れに気を付けましょう

せくください。

障害の区分	障害の等級別
視覚障害	一級から三級までの各級及び四級の一級及び三級
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級
音声機能障害	三級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由	一級、二級の一及び二級の二
下肢不自由	一級から六級までの各級
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	一級及び二級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
上肢機能障害	一級から六級までの各級
移動機能障害	一級及び三級
心臓機能障害	一級及び三級
じん臓機能障害	一級及び三級
呼吸器機能障害	一級及び三級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級及び三級
小腸の機能障害	一級及び三級

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第二項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症